

第8期介護保険事業計画に係る  
福井市地域密着型サービス事業者募集（2回目）  
要項

令和4年5月  
福井市

## 1 目的

本市では、第8期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスの基盤整備を進めるに当たり、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、事業候補者を公募により選定する。

## 2 日常生活圏域

圏域	地区
明倫	豊・木田
あたご	足羽・湊
中央北	春山・松本・宝永
不死鳥	順化・日之出・旭
あずま	和田・円山
大東	啓蒙・岡保・東藤島
九頭竜	中藤島・森田
北	西藤島・明新・河合
みなみ	清明・麻生津
社	社南・社北・社西
光	東安居・日新・安居・一光・殿下・清水西・清水東・清水南・清水北・越廼
川西	大安寺・国見・棗・鷹巣・鶉・本郷・宮ノ下
東足羽	酒生・一乗・六条・東郷・上文殊・文殊・美山

## 3 募集するサービスの種類等

募集圏域は市内全圏域とする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護 2ユニット
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護 1個所
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2個所
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1個所

## 4 応募要件

応募時点において下記の条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年度中に工事に着手し、完了後速やかにサービスを提供すること。ただし、事業開始日は、市長が指定する。
- (2) 建物は、原則その所有権を取得し、登記すること。ただし、賃貸借契約の設定によることも可とするが、少なくとも契約期間は10年以上とすること。なお、福井市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付を希望しない場合は、賃貸借契約の設定によることも可とする。
- (3) 「福井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例」及び「福井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を遵守し、適切なサービス運営を図ること。また、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事項の規定に該当していないこと。
- (4) 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (5) 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、他市町村からの転入者の利用は、3か月を経てからにすること。
- (6) 応募事業の開始時に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定すること。
- (7) その他、地域密着型サービス事業所の設置・運営に当たり、介護保険法及び関係法令を遵守すること。（他法令での手続きを要するか、開発が可能かどうか等を確認すること。例：都市計画法、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、消防法等）

## 5 応募手続

### (1) 応募書類

#### ① 申込書類 1部 《提出期限：令和4年6月20日》

様式1	福井市地域密着型サービス事業者応募申込書
様式2	介護保険法第78条の2第4項各号等の規定に該当しない旨の誓約書

#### ② 申請書類及び添付書類 7部（正本1部、副本6部）

電子データ（様式3、4、5、6、7）

《提出期限：令和4年7月15日》

##### 【申請書類】

様式3	地域密着型サービス事業計画概要書
様式4	事業計画提案書
様式5	資金計画書
様式6	借入金償還計画表
様式7	収支シミュレーション

##### 【添付書類】

資料1	定款又は寄付行為：最新のもの（写し可）
資料2	法人の登記簿謄本：応募3か月以内に発行されたもの（写し可）
資料3	法人代表者印鑑証明書：応募3か月以内に発行されたもの（正本は原本）
資料4	法人概要（様式自由） 法人の沿革（経歴・実績）、代表者の経歴、現在運営している施設又は事業の概要
資料5	法人の決算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録等又は損益計算書、貸借対照表等）：直近3事業年度分（写し可） ※法人税申告書（決算書含む）：直近1期分（該当する場合に限る）
資料6	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明 ・県税 未納がないことの証明 ・市税 最新の納税証明書（課税全税目の記載があるもの）
資料7	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・3か月以内に発行された土地・建物登記簿謄本の写し ・購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し又は合意書（確約書）等の写し
資料8	事業スケジュール：着工、竣工等、開設までの日程表
資料9	基本計画図：整備予定地周辺図、配置図、平面図（室別面積を記入）、立面図

※A4版縦型フラットファイルに左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付すること。

※表紙に法人名を記載すること。

※電子データについて、電子メールに添付又はDVD-R等へ書き込んだ上で併せて提出すること。

※応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

### (2) 事前質問

質問は、公募内容・条件に対する質問書（様式8）により令和4年6月10日（金）午後5時15分までの間にFAX又は電子メールにて受け付けることとする。（電話、口頭等では受け付けない。）

質問への回答は、令和4年6月15日（水）午後5時15分までに福井市ホームページに公開するものとする。

### (3) 応募書類の提出場所

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 福祉部 介護保険課（別館2階）

### (4) 提出方法

上記提出場所に平日の8時30分から午後5時15分までの間に直接持参すること。

（持参する者は代理人でも可）（郵送による提出は受け付けない。）

(5) 応募書類の提出期間等

- ① **申込書類（様式1、様式2）については、令和4年6月20日、午後5時15分までに提出すること。**
- ② 申請書類及び添付書類（電子データ含む）については令和4年7月15日、午後5時15分までに提出すること。
- ③ 提出期間終了後は応募書類の修正には応じない。
- ④ 応募状況等の問い合わせには応じない。
- ⑤ ①の応募申込書の提出後に、応募を取り下げの場合は、応募辞退届（様式9）を上記提出場所に提出すること。（郵送による提出も可）
- ⑥ 提出書類は返却しない。

6 候補者の選定

- (1) 審査委員5人で構成する選定委員会を設置し、提出書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき審査する。
- (2) 委員による審査は、下記【審査項目】に沿って行う。
- (3) 委員1名あたりの持ち点は200点とする。（委員5人の持ち点合計は1000点。）
- (4) 次ページの【加点】のとおり、圏域加点と併設加点を設ける。
- (5) 選定委員会は500点以上の評価を得た法人を候補者として選定し、複数の候補者となる場合は優先順位を決定する。

【審査項目】

項目		内容
基本事項	基本理念	法人の基本・経営理念は明文化されているか、その内容は適正で広く周知されているか
	法人運営の公正性・法令遵守	個人情報の取扱い、従業員の守秘義務に対する考え方・取組みは適正か 法令等(労働関係法令を含む。)の遵守に対する取組み・考え方は適正か
	法人運営の透明性	情報公表に関する考え方・取組みは適正か
安定性	経営の安定性	長期的な経営能力(資金力、借金返還能力、経営安定性)はあるか
	継続性	事業計画と収支計画の整合性がとれているか
	運営実績	事業を運営するに足る実績・経験はあるか
	経営努力	事業効率化など、経営努力に関する取組みは適正か
体制整備	人材確保	人材確保に対する取組みは適正か
	職員の処遇改善	職員の処遇改善への取組みは適正か
	職員研修等の取組み	職員の資質向上や専門性向上に向けた取組みは適切か、また実効性があるか
	施設・設備	施設や設備面で利用者に配慮しているか
	事業予定地の確保	事業予定地の土地の確保は現実的に可能か、また法的に設置が可能な土地か
	衛生管理	衛生管理や感染症対策の体制は十分か
	防災体制	施設の立地を踏まえ、実効性のある防災マニュアル、避難確保計画、事業継続計画（BCP）が整備されているか 災害発生時、福祉避難所としての体制は十分か
事業方針	協力機関	協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法は適切か
	苦情解決体制	苦情解決体制は適正か
	人権擁護	利用者等への人権・尊厳(身体拘束廃止など)に対する考え方・取組みは適正か
	サービス提供	利用料(食費等)は適切な価格設定となっているか 利用者の家族間交流や地域との連携に関する考え方・取組みは適正か 等
	認知症ケア・ターミナルケア・医療連携	認知症ケア・ターミナルケアへの考え方・取組みは適正か 医療的ケアが必要な利用者に対する取組みは妥当か
	その他事業の適性に応じた運営	複雑化・複合化した困難な案件に対する考え方・取組みは適正か 成年後見制度の活用の考え方は適正か 等
	市民雇用	市民雇用(非常勤・臨時職員を含む。)を促進しているか
	市内事業者からの物品調達	市内事業者からの物品の調達に努めているか
	資源循環型社会貢献度	施設の木造化、木製品の活用等、資源循環型社会の構築に寄与しているか
	地域貢献	地域貢献に対する考え方は適切か、これまで又は今後想定している地域貢献の具体的な取組があり、また、その取組は適切か
	地域との連携	地域との連携に対する考え方は適切か、これまで又は今後想定している地域との連携の具体的な取組があり、また、その取組は適切か
	市との連携	これまで市と十分連携をとってきたか、市との協力体制の考え方・取組みは適正か

【加点】

加点の名称	内容	点数
圏域加点	<p>サービスの種類ごとに、下記圏域における提案に対し加点する。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護            あたご、中央北、不死鳥、あずま、九頭竜、北、社            ※圏域における「サービス定員数／認知症自立度Ⅱ以上の人数」の割合が、福井市平均未満の圏域</p> <p>② 看護小規模多機能型居宅介護            あたご、不死鳥、光、川西            ※サービス未整備圏域</p> <p>③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護            あたご、不死鳥、あずま、大東、北、みなみ、社、川西、東足羽            ※サービス未整備圏域</p> <p>④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護            明倫、あたご、中央北、不死鳥、みなみ、社            ※圏域における「サービス定員数／要介護3以上の人数」の割合が、福井市平均未満の圏域</p>	25点
併設加点	<p>「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に事業所を併設する内容で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の提案を行い、審査結果にて500点以上の得点を獲得した場合に加点する。</p>	25点

7 スケジュール

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 質問受付                      | 令和4年6月10日まで |
| (2) 質問への回答                    | 令和4年6月15日まで |
| (3) 申込書類の提出                   | 令和4年6月20日まで |
| (4) 申請書類、添付書類、電子データの提出        | 令和4年7月15日まで |
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション及び質疑応答）    | 令和4年8月中旬    |
| (6) 選定結果の公表（応募法人への通知、市ホームページ） | 令和4年8月下旬    |

8 事業者の指定

- (1) 市は、選定結果の通知後、優先順位に基づく候補者と業務開始に向けて協議を行う。
- (2) 市は、候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わないと判断する場合又は協議の過程で候補者が辞退した場合は次順位の候補者と協議を行う。次順位の候補者がいない場合は市長が定める方法で候補者を決定する。なお、候補者が準備に要した費用の補償は行わない。
- (3) 候補者は、所定の時期に介護保険法の規定に基づく指定申請を行う。
- (4) 市は、人員、設備及び運営等の基準を満たしていることを指定申請書類及び現地で確認し、福井市地域包括ケア推進協議会での協議を経て指定を行う。なお、基準を満たさない場合には、指定しない。

## 9 整備補助

事業所の整備に当たっては、国や県の定める補助金交付要綱等に基づき、予算の範囲内で補助金が交付される予定であるため、候補者となった事業者は、別途県の介護施設等整備事業の交付申請の手続きを行うこと。

### 【介護施設等整備事業補助金交付上限予定額】

サービス等の種類	上限額（千円）	単位
地域密着型介護老人福祉施設	4,070	整備床数
認知症対応型共同生活介護	30,550	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,150	施設数
看護小規模多機能型居宅介護	32,590	施設数

※ 上記の施設整備補助金のほか、施設開設経費助成として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、10,490千円を上限とし、その他のサービスについては、（宿泊）定員数に610千円を乗じた額を上限として、補助金を交付する予定。

### 《注意事項》

- ・ 交付金額は県の審査により決定となる。また、上記予定額から変更になる可能性がある。
- ・ 介護施設等整備事業補助金を活用する場合、施設の建築工事等を行う事業者の決定にあたっては、一般競争入札（やむを得ず指名競争入札による場合は8者以上を指名）を行うこと。

## 10 問い合わせ先

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 福祉部 介護保険課（別館2階）

TEL : 0776-20-5715（直通）※電話、口頭等での質問は受け付けない。

FAX : 0776-20-5766

電子メール : kaigo@city.fukui.lg.jp